別記
第二号様式（第十四条関係）（Ａ４）

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数	
	遠隔から検査を行う場合	実地に確認検査を行う場合
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第６条第１項第３号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定（令第136条の２の11第１号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が300㎡以内の建築物（法第６条第１項第３号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が300㎡を超え、2,000㎡以内の建築物		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物		建築確認等　件
	完了検査　件	完了検査　件
	中間検査　件	中間検査　件
	仮使用認定　件	仮使用認定　件
（略）		

（略）

別記
第二号様式（第十四条関係）（Ａ４）

確認検査の業務の予定件数

業務の区分	推定件数
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定（令第136条の２の11第１号に係る認定に限る。以下同じ。）を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物に限る。）	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が500㎡以内の建築物（法第６条第１項第４号に掲げる建築物及び法第68条の10第１項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分を有する建築物を除く。）	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が500㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
床面積の合計が10,000㎡を超える建築物	建築確認等　件
	完了検査　件
	中間検査　件
	仮使用認定　件
（略）	

（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第１条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第一条又は第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

３　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。